平成２５年（フ）第４５６号
堺市中区深井水池町3194番地　ロイヤルハイツ深井306号
債務者　小谷　直樹
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　真弓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
新潟県長岡市中西1326番地
債務者　本田　苗枝（旧姓深田）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　奈奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
福岡県八女市忠見568
債務者　笹淵　良昭
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第２５４０号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港８号棟902号室
債務者　深澤　彰洋
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原3072番地の５
債務者　岩元　雅信
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
愛知県豊田市青木町１丁目59番地　サンライズ左右木201号
債務者　総根　康平
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８４９号
横浜市磯子区中原１丁目10番１―201号
債務者　山田　　昇
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５０号
横浜市磯子区中原１丁目10番１―201号
債務者　山田マサイ
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５１号
横浜市磯子区中原１丁目10番１―201号
債務者　山田加代子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５２号
横浜市港南区港南５丁目18番４号　林田荘105
債務者　飯島　隆則
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９６号
神奈川県大和市西鶴間１丁目５番11号　イーストコーポ401
債務者　那須チョムこと　ＮＡＳＵ　ＣＨＯＭ
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３６号
神奈川県大和市西鶴間１丁目５番11号　イーストコーポ401
債務者　那須　和人
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９号
岐阜県羽島市小熊町内粟野２丁目６番地　ブランシェ新粟野Ｄ号室
債務者　佐藤　克成（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安重　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２５号
秋田県横手市山内大沢字上長滓66番地
債務者　佐々木寿美子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第５８号
山形県西村山郡河北町谷地字嶋272番地の19
債務者　後藤　　諭
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
山形市鈴川町３丁目17番22―443号　県営鈴川第２アパート４
債務者　伊藤奈緒美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７６号
山形県寒河江市大字寒河江甲1729番地の34
債務者　鈴木　　久
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
山形地方裁判所民事部